

名古屋市地域フリーマーケット開催助成要綱

（趣旨）

第1条 地域フリーマーケット開催助成金（以下「助成金」という。）の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱に掲げるフリーマーケットとは、不用品や再利用が可能なものを持ち寄って、売買又は交換をし、再利用を図る非営利の活動をいう。

（交付の目的）

第3条 地域の団体等が主体的に行うフリーマーケットの開催に要する経費を助成することにより、不用品の再利用を図る場を地域に定着させることを目的とする。

（交付の対象）

第4条 助成金の交付の対象となるフリーマーケット（以下「助成対象フリーマーケット」という。）は次の各号のすべてに該当し、かつ、市長が必要と認めるものとする。

- (1) 名古屋市内において開催されること。
- (2) 家庭の不用品を販売の対象としており、不用品の再利用を目的としていること。
- (3) 自主的及び自立的な非営利な活動であること。
- (4) 出店者の数が10店以上であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は助成しない。

- (1) 名古屋市から本要綱に定める助成金以外の財政的支援を受けるフリーマーケット
- (2) 政治活動又は宗教活動に関わるフリーマーケット

(3) その他公序良俗に反する等、助成対象として適当でないと認められるフリーマーケット

3 助成金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 原則として、市内在住者又は在勤者で構成されている団体

(2) 市内に主たる活動の場を有し、組織的に、かつ、申請時において1年以上継続して活動している団体

(3) 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でない団体又は暴力団若しくは同条例第2条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有しない団体

4 同一の団体に対する助成は、同一年度内で1回とする。

5 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表に掲げる経費のうち、市長が必要かつ適当と認める経費とする。

（助成金の額）

第5条 1 団体当たりの助成金の額は、1万円を超えない額とする。ただし、予算の範囲内とする。

2 助成金の額に千円未満の額があるときは、切り捨てたものを助成金額とする。

（交付の申請）

第6条 規則第4条第1項の規定による申請は、地域フリーマーケット開催助成金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

(1) 事業計画書（第2号様式）

(2) 予算書（第3号様式）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 交付の申請は、フリーマーケットの実施日から起算して、10日前までに行わなければならない。

（交付申請の受付）

第7条 市長は、予算の範囲内において、交付申請書を先着順に受け付けるものとする。

2 市長は、受け付けた交付申請書に係る助成金の総額が予算の範囲を超えた場合、前項の規定にかかわらず当該日をもって受付を終了するものとする。

(交付決定の通知)

第8条 市長は、助成を行うべきものと認めたときは地域フリーマーケット開催助成金交付決定通知書（第4号様式）により、助成を行うに適當でないと認めたときは地域フリーマーケット開催助成金不交付決定通知書（第5号様式）により、申請をした団体にその旨を通知するものとする。

2 前項の交付決定通知を受けた団体（以下「助成団体」という。）が申請を取り下げの場合には、通知を受けた日の翌日から起算して14日を経過した日までに、その旨を市長に報告しなければならない。

(抽選)

第9条 市長は、第7条第2項の規定により交付申請書の受付を終了した場合、当該日に受け付けた交付申請書について抽選を行い、助成金を交付する団体（以下「当選者」という。）を決定するものとする。

2 当選者が提出した交付申請書の取扱いは、前条の規定を準用する。

3 市長は、抽選により当選者とならなかった団体には、地域フリーマーケット開催助成金不交付決定通知書により通知する。

(フリーマーケットの実施)

第10条 助成団体は、地域フリーマーケット開催助成金交付決定通知書に記載された交付決定日以降に地域フリーマーケットを実施しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第14条の規定による実績の報告は、助成対象事業の完了後10日を経過した日又は当該事業年度の3月17日のいずれか早い日までに地域フリーマーケット開催実績報告書（第6号様式。以下「実績報告書」という。）に

次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 事業報告書（第7号様式）
- (2) 収支決算書（第8号様式）
- (3) 助成対象経費に係る領収証拠書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（助成金の交付）

第12条 市長は、前条に規定する実績報告書を受領したときは、第8条第1項の規定により助成を決定した内容と実績報告の内容を照合審査し、助成金の額を確定し、助成金の額を地域フリーマーケット開催助成金額確定通知書（第9号様式）により、助成団体に通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた助成団体は、速やかに、地域フリーマーケット開催助成金請求書（第10号様式）により助成金の交付を請求するものとする。
- 3 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに、助成団体に助成金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第13条 市長は、助成団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、第8条第1項の規定による助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱により提出された交付申請書等の内容が虚偽であったとき。
 - (2) 助成団体が法令に違反する行為を行ったとき。
 - (3) 助成団体が第4条第3項第3号に該当しないこととなったとき又は第6条の申請をしたときに第4条第3項第3号に該当していなかったことが判明したとき。
 - (4) 助成対象フリーマーケットを実施しないとき又は実施する見込みがないとき。
- 2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合においては、速やかに、その旨を当該団体に通知するものとする。

(その他)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年5月1日から施行する。ただし、第1号様式から第10号様式までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める改正規定については、平成31年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

別表

助成対象フリーマーケットの準備及び実施に要する経費	
科目	助成対象経費
旅費	・フリーマーケット開催当日のスタッフ等の交通費
消耗品費	・消耗品（1品2万円以下の物品）の購入費 ・コピー費
印刷製本費	・ポスター・チラシ等の印刷費
通信・郵便料	・郵便料
使用料及び賃借料	・フリーマーケット開催及び打合せに係る会場・駐車場・車両・備品等の借上料

(第 1 号様式)

地域フリーマーケット開催助成金交付申請書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

団体の所在地

団体名

代表者

電話番号

地域フリーマーケット開催にかかる助成金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請額 金 円

2 添付書類

- ・事業計画書（第 2 号様式）
- ・予算書（第 3 号様式）
- ・その他参考資料（団体の規約（会則）、構成員名簿、活動実績など）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

(第 2 号様式)

事業計画書

団体名	
開催日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分
開催場所	(名古屋市 区)
出店数	店
出店料の有無	有 (円) ・ 無
出店者が販売する予定である、ご家庭の不用品の主な品目	
連絡担当者	氏名 住所 電話番号 FAX 番号
その他	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

(第 3 号様式)

予 算 書

(収 入)

科目	予算額 (円)	予算額の説明
助 成 金		地域フリーマーケット開催助成金
合 計		

(支 出)

科目	予算額 (円)	予算額の説明
合 計		

※ 予算額の説明は、その算出の基礎を明記すること

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

(第 4 号様式)

年 月 日

(団体名)

(代表者氏名)

名古屋市長

印

地域フリーマーケット開催助成金交付決定通知書

年 月 日付けの名古屋市地域フリーマーケット
開催助成要綱第 6 条の規定による助成申請について、下記のとおり助成すること
に決定しましたので通知します。

記

- 1 助成金の額 金 円
- 2 交付条件
 - (1) この助成金は、地域フリーマーケットを行うための経費にあてるものとします。
 - (2) 事業終了後は、事業の完了後 10 日を経過した日又は当該事業年度の 3 月 17 日のいずれか早い日までに、関係書類を添えて、地域フリーマーケット開催実績報告書（第 6 号様式）を提出してください。
 - (3) この条件その他規則及び要綱に違反し、又は予定の事業を実施しないと又は不当な支出があると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
 - (4) 助成金の交付を受けた活動に係る帳簿、書類等は助成金の交付を受けた日の属する年度から 5 年間保存しなければなりません。
 - (5) 必要があると認めるときは、報告又は関係書類の提出を求めることがあります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする

(第 5 号様式)

年 月 日

(団体名)

(代表者氏名)

名古屋市長

印

地域フリーマーケット開催助成金不交付決定通知書

年 月 日付けの名古屋市地域フリーマーケット
開催助成要綱第 6 条の規定による助成申請について、審査の結果、下記の理由
により助成できないことを通知します。

記

(理由)

(第 6 号様式)

地域フリーマーケット開催実績報告書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

団体の所在地

団体名

代表者

当団体の地域フリーマーケットの実績状況について、名古屋市地域フリーマーケット開催助成要綱第 11 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

添付書類

- (1) 事業報告書 (第 7 号様式)
- (2) 収支決算書 (第 8 号様式)
- (3) 助成対象経費に係る領収証拠書の写し

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする

(第 7 号様式)

事業報告書

団体名	
開催日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分
開催場所	(名古屋市 区)
出店数	店
出店料の有無	有 (円) ・ 無
出店者が販売した、ご家庭の不用品の主な品目	
連絡担当者	氏名 住所 電話番号 FAX 番号
その他	

注：このほか、記録写真、案内チラシなどフリーマーケット実施の様子が分かる資料を添付してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする

(第 8 号様式)

収 支 決 算 書

(収 入)

科目	決算額 (円)	決算額の説明
助 成 金		地域フリーマーケット開催助成金
合 計		

(支 出)

科目	決算額 (円)	決算額の説明
合 計		

※ 決算額の説明は、その算出の基礎を明記すること

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする

(第 9 号様式)

年 月 日

(団体名)

(代表者氏名)

名古屋市長

印

地域フリーマーケット開催助成金額確定通知書

年 月 日付けで提出された地域フリーマーケット開催実績報告書を審査した結果、下記のとおり助成金の額を確定しましたので、名古屋市地域フリーマーケット開催助成要綱第 12 条第 1 項の規定により通知します。

記

確定した助成金の額 金 円

(第 10 号様式)

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

団体の所在地

団体名

代表者

地域フリーマーケット開催助成金請求書

年 月 日付けで確定通知のあった地域フリーマーケット開催助成金について、名古屋市地域フリーマーケット開催助成要綱第 12 条第 2 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 交付助成金の受入先

金融機関名

支店名

預金種別・口座番号

口座名義人（フリガナ）